

Smart Meサービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月27日現在

～2022年6月26日

2022年6月27日～

制定日：2020年9月9日

Smart Me サービス利用規約

第1章 総則

- 第1条 規約の制定目的
- 第2条 本規約の変更
- 第3条 定義

第2章 契約

- 第4条 申込みと承諾
- 第5条 契約者の地位の承継
- 第6条 契約上の地位の譲渡
- 第7条 契約者が行う本契約の解約
- 第8条 当社が行う本契約の解約

第3章 利用中止等

- 第9条 利用中止
- 第10条 利用停止

第4章 料金等

- 第11条 料金
- 第12条 料金の支払義務
- 第13条 工事費の支払い義務
- 第14条 延滞利息

第5章 データの取扱い

- 第15条 データに関する責任

制定日：2020年9月9日

Smart Me[®] サービス利用規約

第1章 総則

- 第1条 規約の制定目的
- 第2条 本規約の変更
- 第3条 定義

[第2章 サービスの種類](#)

[第4条 本サービスの種類](#)

第3章 契約

- 第5条 申込みと承諾
- 第6条 契約者の地位の承継
- 第7条 契約上の地位の譲渡
- 第8条 契約者が行う本契約の解約
- 第9条 当社が行う本契約の解約

第4章 利用中止等

- 第10条 利用中止
- 第11条 利用停止

第5章 料金等

- 第12条 料金
- 第13条 料金の支払義務
- 第14条 工事費の支払い義務
- 第15条 延滞利息

第6章 データの取扱い

- 第16条 データに関する責任

- 第 16 条 データの確認・複製
- 第 17 条 データの削除
- 第 18 条 データのバックアップ

第 6 章 損害賠償等

- 第 19 条 責任の制限

第 7 章 雑則

- 第 20 条 免責
- 第 21 条 本サービスの廃止
- 第 22 条 契約者の義務
- 第 23 条 契約者に対する通知
- 第 24 条 当社の知的財産権
- 第 25 条 個人情報の取扱い
- 第 26 条 第三者への委託
- 第 27 条 管轄裁判所
- 第 28 条 分離可能性
- 第 29 条 準拠法

利用料金

【別紙】 ALLIGATE プランの内容

- 第 17 条 データの確認・複製
- 第 18 条 データの削除
- 第 19 条 データのバックアップ

第 7 章 損害賠償等

- 第 20 条 責任の制限

第 8 章 雑則

- 第 21 条 免責
- 第 22 条 本サービスの廃止
- 第 23 条 契約者の義務
- 第 24 条 契約者に対する通知
- 第 25 条 当社の知的財産権
- 第 26 条 個人情報の取扱い
- 第 27 条 第三者への委託
- 第 28 条 管轄裁判所
- 第 29 条 分離可能性
- 第 30 条 準拠法

利用料金 削除

【別紙】 ALLIGATE プランの内容 削除

別紙 1

別紙 2

1 入退室サービス

(1) 通常プラン

(2) 入退室扉セット

ALLIGATE プラン

2 身分証サービス

第1条 規約の制定目的

第1条 規約の制定目的

当社は契約者にSmart Me（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、Smart Meサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

(1) 「本サービス」とは、ICカードの代わりにスマートフォンのアプリケーション（以下スマホアプリといいます。）を使い、ビルの入退館・居室の入退室を実現するサービスおよびそれに付随して提供されるオプションサービスを指します。

(2) 「ALLIGATEサービス」とは株式会社アートが提供するアクセスコントロールのサービスです。契約者は、株式会社アートが定めるALLIGATEサービス約款その他ALLIGATEサービスに関連する規約等に基づき、株式会社アートよりALLIGATEサービスの提供を受けるものとします。

(3) 「ALLIGATEプラン」とは、ALLIGATEサービスの利用者情報をSmart Meサーバーに連携する機能および、当社が提供するスマホアプリ「Smart Me」から、ALLIGATEサービスを利用可能な状態にするサービスを指します。詳細は別紙に定めるものとします。

(4) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。

当社は契約者にSmart Me®（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、Smart Me®サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

(1) 「本サービス」とは、当社が契約者に対し、本規約に基づき使用を許諾する次号に定める設備を使用して、本規約に定める機能を提供する当社の「Smart Me®」をいいます。

(2) 「本サービス用設備」とは、本サービスを利用することが可能な機能を備えた当社のサーバ、及びその他の設備をいいます。

(3) 「契約者」とは当社と本サービス利用契約を締結し、その契約に基づき本サービスを利用するものをいいます。

(4) Smart Me®は、「入退室サービス」と「身分証サービス」を提供しています。「入退室サービス」とはICカードの代わりにスマートフォンのアプリケーション（以下スマホアプリといいます。）を使い、ビルの入退館・居室の入退室を実現するサービス及びそれに付随して提供されるオプションサービスを指します。入退室サービスは「入退室通常プラン」と入退室扉セットの「ALLIGATEプラン」を提供しています。

また「身分証サービス」とは企業、学校法人など一定の組織に所属する個人の情報を、ブロックチェーンを用いて登録し、第三者への開示、検証を実現するサービス及びそれに付随して提供されるオプションサービスを指します。身分証サービスでは、「身分証通常プラン」を提供します。

(5) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。

	<p><u>第2章 サービスの種類</u></p> <p><u>第4条 本サービスの種類</u></p> <p><u>本サービスで提供されるサービスメニューは、別紙1「Smart Me®サービスメニュー」に定めるとおりとします。</u></p> <p><u>2契約者は、入退室サービスと身分証サービスの両方、若しくは片方のみを選択して利用することができます。ただし、入退室サービスの入退室通常プランとALLIGATEプランの両方を利用することはできません。</u></p> <p><u>3当社は、必要に応じて本サービスの内容（別紙に定めるサービスメニュー、その他Smart Me®のサービス仕様書）を変更することができるものとします。なお、別紙に定めるサービスメニュー、その他Smart Me®サービスの使用に変更が生じた場合は、契約者に対し、第24条（契約者に対する通知）に定める方法又はそのほかの適切な方法により周知します。</u></p>
<p><u>第7条 契約者が行う本契約の解約</u></p> <p>契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。ただしALLIGATEプランについては、別紙の定めに従うものとします。</p>	<p><u>第8条 契約者が行う本契約の解約</u></p> <p>契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。ただし<u>入退室サービスの入退室扉セット</u>ALLIGATEプランについては、別紙2の定めに従うものとします。</p>
<p><u>第8条 当社が行う本契約の解約</u></p> <p>当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。</p> <p>(1) <u>第10条</u>(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。</p> <p>(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金又は手続きに</p>	<p><u>第9条 当社が行う本契約の解約</u></p> <p>当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。</p> <p>(1) <u>第11条</u> (利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。</p> <p>(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金又は手続きに</p>

<p>に関する費用等その他の債務を支払わないとき。</p> <p>(3) 契約者が第4条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。</p> <p>(4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。</p> <p>(5) 第22条第1項(7)に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(6) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。</p> <p>(7) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。</p>	<p>に関する費用等その他の債務を支払わないとき。</p> <p>(3) 契約者が第5条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。</p> <p>(4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。</p> <p>(5) 第23条第1項(7)に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(6) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。</p> <p>(7) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。</p>
<p>第11条 料金</p> <p>本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。</p>	<p>第12条 料金</p> <p>本サービスの料金は、別紙2「料金表」に定めるところによります。</p> <p>2当社は、必要に応じて利用料金を変更することができるものとします。係る変更を行う時は、当該変更後の利用料金及び効力発生時期を、第24条（契約者に対する通知）に従い通知します。</p> <p>3当社が適宜契約者に提供する新しいサービスなどの利用料金については、第24条（契約者に対する通知）に従い、当社の契約者に通知するものとします。</p>
<p>第12条 料金の支払義務</p> <p>契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金表に規定する料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の</p>	<p>第13条 料金の支払義務</p> <p>契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、契約するプランの料金表に規定する料金の支払を要します。本規約における「料金月」</p>

<p>暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</p>	<p>とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</p>
<p>第13条 工事費の支払い義務</p> <p>契約者は、料金表に規定する工事費を当社に支払うものとします。</p> <p>2 工事の着手前に契約の解約、工事の請求の取り消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社はこれを返還します。</p>	<p>第14条 工事費の支払い義務</p> <p>契約者は、別紙2 1入退室サービス (2) 入退室扉セット ALLIGATEプランの利用料金に規定する工事費を当社に支払うものとします。</p> <p>2 工事の着手前に契約の解約、工事の請求の取り消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社はこれを返還します。</p>
<p>第15条 データに関する責任</p> <p>第19条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。</p>	<p>第16条 データに関する責任</p> <p>第20条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。</p>
<p>第16条 データの確認・複製</p> <p>当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。</p> <p>2当社は、前項に加え、複数の契約者に関する情報における共通要素を抽出し集計して得られるデータ（以下「統計データ」という）に加工した上で、保存データ及び生成等データを以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。</p>	<p>第17条 データの確認・複製</p> <p>当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。</p> <p>2当社は、前項に加え、複数の契約者に関する情報における共通要素を抽出し集計して得られるデータ（以下「統計データ」という）に加工した上で、保存データ及び生成等データを以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。</p>

<p>(1)利用する情報：入退室・来客情報およびオプションサービス及びオプションサービスより取得される情報</p> <p>(2)利用する目的：本サービスの高度化・品質の向上</p> <p>3契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。</p>	<p>(1)利用する情報：入退室サービスで利用する入退室・来客情報及びオプションサービス、また身分証サービスで利用される身分証情報及びオプションサービスにより取得される情報</p> <p>(2)利用する目的：本サービスの高度化・品質の向上</p> <p>3契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。</p>
<p>第17条 データの削除</p> <p>当社は、第21条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第78条（契約者が行う本契約の解約）又は第8条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき又は期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。</p>	<p>第18条 データの削除</p> <p>当社は、第22条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第78条（契約者が行う本契約の解約）又は第9条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき又は期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。</p> <p>ただし、身分証サービスの身分証通常プランについては、別紙2の定めに従うものとします。</p>
<p>第18条 データのバックアップ</p> <p>契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。</p> <p>2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップにかかる契約がある場合に限り、保存データ及び生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データ及び生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。</p>	<p>第19条 データのバックアップ</p> <p>契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法及びその結果について責任も負わないものとします。</p> <p>2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップに係る契約がある場合に限り、保存データ及び生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データ及び生成等データのバックアップ等に係る損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。</p>
<p>第19条 責任の制限</p>	<p>第20条 責任の制限</p>

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスに係る月額上限料金が若しくは月額定額料金（料金表の利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

第22条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等を行わないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (7) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスに係る月額料金の上限額若しくは月額定額料金（契約するプランの料金表の利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

第23条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等を行わないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (7) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

<p>いこと</p> <p>(8) 利用料金の支払いを不当に免れる<u>態様</u>で、契約ID数などの変更を行う行為をしないこと</p>	<p>こと</p> <p>(8) 利用料金の支払いを不当に免れる<u>目的</u>で、契約ID数などの変更を行う行為をしないこと</p>
<p>第24条 当社の知的財産権</p> <p>本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。</p> <p>2契約者はプログラム等につき次の事項を遵守する者とします。</p> <p>(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと、</p> <p>(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。</p> <p>(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除<u>また</u>は変更しないこと。</p> <p>3本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。</p>	<p>第25条 当社の知的財産権</p> <p>本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。</p> <p>2契約者はプログラム等につき次の事項を遵守する者とします。</p> <p>(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと、</p> <p>(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。</p> <p>(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除<u>又</u>は変更しないこと。</p> <p>3本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。</p>
<p>第26条 第三者への委託</p> <p>契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。</p> <p>2当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、<u>第19条</u>（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。</p>	<p>第27条 第三者への委託</p> <p>契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。</p> <p>2当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、<u>第20条</u>（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。</p>
<p>第29条 準拠法</p> <p>本規約の解釈<u>および</u>適用に関する準拠法は日本法とします。</p>	<p>第29条第30条 準拠法</p> <p>本規約の解釈<u>及び</u>適用に関する準拠法は日本法とします。</p>

【別紙】 ALLIGATEプランの内容

1 利用条件

(1) ALLIGATEプランの利用にあたり、専用ゲート、電気錠コントローラー、ACアダプタ、Cube for ALLIGATE、ALLIGATE Lockが必要となります。

(2) 専用ゲートは契約者が本サービスを申し込んだ後、当社が指定するベンダーが設置します。

(3) 電気錠コントローラー、ACアダプタ、Cube for ALLIGATE、ALLIGATE Lockは契約者が本サービスを申し込んだ後、当社から提供いたします。

2 保守

(1) 「ALLIGATEプラン」の利用にあたり必要な機器の保守について、契約者は当社の指定するベンダーに保守サービスを申し込む必要があります。

(2) 保守は、当社指定のベンダーが定める、保守サービス条件に基づき提供されるものとします。

(3) 契約者は必要な機器の保守が必要な場合に当社指定のベンダーに連絡するものとします。

(4) 当社はサービスの利用に必要な機器の保守について、責任を負わないものとします。

3 再販の禁止

お客様は、当社の事前の書面による許諾を得ずに、ALLIGATEプランを再販売する等、

【別紙】 ALLIGATEプランの内容 削除

第三者にALLIGATEプランを利用させることはできません。

4 最低利用期間

(1) ALLIGATEプランの最低利用期間は、利用開始日より2年間とし、その期間の起算日は、課金開始日とします。

(2) 最低利用期間内に、お客様の都合またはお客様の責に帰すべき事由等により、本契約について利用単位の解約があった場合、ALLIGATEプランの月額費用は、最低利用期間終了までの利用があったものとして算定されるものとし、お客様は算定された利用料金を一括で支払いをする必要があります。

5 本契約の解約

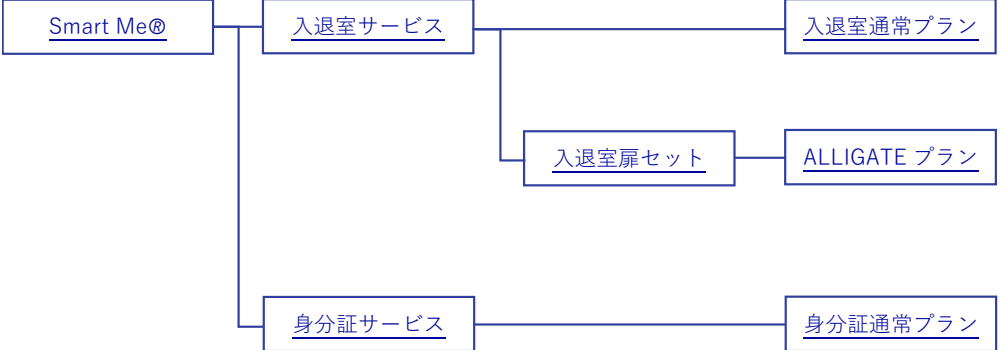
(1) ALLIGATEプランを解約する場合、契約者は、当社に対し、3ヶ月以上の予告期間をもって、書面により解約を申し入れ、当社がこれを了承する必要があるものとします。

(2) 契約者が、本契約を解約した場合、契約者は当社又は当社の指定する第三者が契約者に貸与している機器がある場合は、これを直ちに撤去した上で当社へ返却しなければならず、また、当該機器を撤去する場合の費用及び現状復帰義務は、契約者負担となるものとします。

6 賠償

1 利用条件で定めている専用ゲート、電気錠コントローラー、ACアダプタ、Cube for ALLIGATE、ALLIGATE Lockについて、契約者の責任で棄損等を生じさせ、

<p><u>交換の必要が発生した場合には、その費用について当社から請求します。</u></p>	
<p><u>7 利用終了後の措置</u></p> <p><u>本契約終了後に契約者へ提供している製品及びそれに関わるソフトウェア・ハードウェアの一切を契約者は当社へ返却するものとします。その際にかかる撤去費用、又は建物若しくは建物などに付随する設備等の原状復帰に関わる経費については、契約者の負担とします。</u></p>	
<p><u>8 ALLIGATEプランの品質保証又は保証の限定</u></p> <p><u>ALLIGATEプランの各機能は、提供時点において当社が提供可能なものとします。</u></p> <p><u>ALLIGATEプランが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこと、及び利用結果を含め、</u> <u>当社は、契約者に対し、ALLIGATEプランに関する何らの保証も行わないものとします。</u> <u>また、当社がシステムを契約者に販売した場合においても、当該売買契約に基づく瑕疵担保責任は当該システムだけに及ぶものとします</u></p>	
	<p><u>別紙1</u></p> <p><u>Smart Me@サービスメニュー</u></p>

	 <pre> graph LR SmartMe@[Smart Me@] --- InOut[入退室サービス] SmartMe@ --- ID[身分証サービス] InOut --- InOutNormal[入退室通常プラン] InOut --- DoorSet[入退室扉セット] DoorSet --- Alligate[ALLIGATE プラン] ID --- IDNormal[身分証通常プラン] </pre>
	<p><u>別紙 2</u></p> <p>1 <u>入退室サービス</u></p> <p>定義</p> <p><u>入退室サービスとは、ICカードの代わりにスマートフォンのアプリケーション（以下スマホアプリといいます。）を使い、ビルの入退館・居室の入退室を実現するサービス及びそれに付随して提供されるオプションサービスを指します。</u></p>
	<p>(1) <u>通常プラン</u></p> <p><u>ご利用料金に関する注意事項</u></p> <p><u>Smart Me@入退室サービス 通常サービスでは、スマートフォンで利用できる Smart Me@の入退室アプリのみを提供し、Smart Me@が利用できる入退室機器は別途ご契約いただく必要があります。</u></p>
	<p><u>料金表</u></p>

	<p><u>通則</u></p> <p><u>1. (端数処理)</u></p> <p><u>当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</u></p>
	<p><u>2. (消費税相当額の加算)</u></p> <p><u>第13条(料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額(料金表において括弧内の価格)とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。</u></p>
	<p><u>3. (月額料金)</u></p> <p><u>(1) 「1ID当たりの月額単価」は利用料金 2料金額に定めます。</u></p> <p><u>月額料金は、1ID当たりのID登録料に、当該料金月に利用を開始したID数を乗じた額と、1ID当たりの月額単価に、請求対象ID数を乗じた額を合算した額とします。</u></p> <p><u>(2) 最低100ID(以下「最低利用ID数」といいます。)からのご利用になります。</u></p> <p><u>(3) 100IDに満たない場合は、請求対象ID数を100IDとして請求いたします。</u></p> <p><u>(4) 料金月途中の契約解除については、前月末のID数をもとに算出し、請求いたします。利用料金の日割りは行いません。</u></p>

4. (請求時期)

ID登録料、月額利用料の請求時期については以下の通りとします。

当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。

利用料金

1 適用

<u>区分</u>	<u>内容</u>
<u>利用料金の適用</u>	<u>利用料金は、2 (料金額) に規定するサービス利用基本料を合算して適用します。開通月より課金を開始します。</u>
<u>ID登録料の適用</u>	<u>ID登録料は、料金月の初日から末日の期間に新規に利用開始したID数に対して適用します。</u>
<u>月額利用料の適用</u>	<u>料金月の末日時点で有効な総ID数に対して適用します。</u>

2 料金額

(1) サービス利用基本料

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額(円)</u>
<u>ID登録料</u>	<u>1ID当たり</u>	<u>1,000円 (1,100円)</u>

	<u>月額利用料</u>	<u>1IDあたり月額</u>	<u>60円（66円）</u>
	<p>(2) <u>入退室扉セット</u></p> <p><u>ALLIGATEプラン</u></p> <p>定義</p> <p>(1) <u>「ALLIGATEサービス」とは株式会社アートが提供するアクセスコントロールのサービスです。契約者は、株式会社アートが定めるALLIGATEサービス約款その他ALLIGATEサービスに関連する規約等に基づき、株式会社アートよりALLIGATEサービス及びその保守サービスの提供を受けるものとしします。</u></p> <p>(2) <u>「ALLIGATEプラン」とは、ALLIGATEサービスの利用者情報をSmart Me@サーバーに連携する機能及び、当社が提供するスマホアプリ「Smart Me@」から、ALLIGATEサービスを利用可能な状態にするサービスを指します。</u></p>		
	<p>2 <u>利用条件</u></p> <p>(1) <u>ALLIGATEプランの利用にあたり、専用ゲート、電気錠コントローラー、ACアダプタ、Cube for ALLIGATE、ALLIGATE Lockが必要となります。</u></p> <p>(2) <u>専用ゲートは契約者が本サービスを申し込んだ後、当社が指定するベンダーが設置します。</u></p> <p>(3) <u>電気錠コントローラー、ACアダプタ、Cube for ALLIGATE、ALLIGATE Lockは契約者が本サービスを申し込んだ後、当社から提供いたします。</u></p>		
	<p>3 <u>再販の禁止</u></p> <p><u>契約者は、当社の事前の書面による許諾を得ずに、ALLIGATEプランを再販売する等、</u></p>		

	<p><u>第三者にALLIGATEプランを利用させることはできません。</u></p>
	<p>4 最低利用期間</p> <p><u>(1) ALLIGATEプランの最低利用期間は、利用開始日より2年間とし、その期間の起算日は、課金開始日とします。</u></p> <p><u>(2) 最低利用期間内に、お客様の都合又はお客様の責に帰すべき事由等により、本契約について利用単位の解約があった場合、ALLIGATEプランの月額料金は、最低利用期間終了までの利用があったものとして算定されるものとし、お客様は算定された利用料金を一括で支払いをする必要があります。</u></p>
	<p>5 本契約の解約</p> <p><u>(1) ALLIGATEプランを解約する場合、契約者は、当社に対し、3ヶ月以上の予告期間をもって、書面により解約を申し入れ、当社がこれを了承する必要があるものとします。</u></p> <p><u>(2) 契約者が、本契約を解約した場合、契約者は当社又は当社の指定する第三者が契約者に貸与している機器がある場合は、これを直ちに撤去した上で当社へ返却しなければならず、また、当該機器を撤去する場合の費用及び現状復帰義務は、契約者負担となるものとします。</u></p>
	<p>6 賠償</p> <p><u>利用条件で定めている専用ゲート、電気錠コントローラー、ACアダプタ、Cube for ALLIGATE、ALLIGATE Lockについて、契約者の責任で棄損等を生じさせ、交換の必</u></p>

	<p><u>要が発生した場合には、その費用について当社から請求します。</u></p>
	<p><u>7 利用終了後の措置</u></p> <p><u>本契約終了後に契約者へ提供している製品及びそれに関わるソフトウェア・ハードウェアの一切を契約者は当社へ返却するものとします。その際に係る撤去費用、又は建物若しくは建物などに付随する設備等の原状復帰に関わる経費については、契約者の負担とします。</u></p>
	<p><u>8 ALLIGATEプランの品質保証又は保証の限定</u></p> <p><u>ALLIGATEプランの各機能は、提供時点において当社が提供可能なものとします。</u></p> <p><u>ALLIGATEプランが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこと、及び利用結果を含め、当社は、契約者に対し、ALLIGATEプランに関する何らの保証も行うものではありません。</u></p> <p><u>また、当社がシステムを契約者に販売した場合においても、当該売買契約に基づく瑕疵担保責任は当該システムだけに及ぶものとします</u></p>
	<p><u>料金表</u></p> <p><u>通則</u></p> <p><u>1. (端数処理)</u></p> <p><u>当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</u></p>

	<p><u>2. (消費税相当額の加算)</u></p> <p><u>第13条(料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額(料金表において括弧内の価格)とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。</u></p>
	<p><u>3. (月額料金)</u></p> <p>(1) <u>「1 ID当たりの月額単価」は利用料金 2 料金額に定めます。</u></p> <p><u>月額料金は、1ID当たりのID登録料に、当該料金月に利用を開始したID数を乗じた額と、1ID当たりの月額単価に、請求対象ID数を乗じた額、更にALLIGATEプラン利用料を利用している扉の数で乗じた額を合算した額とします。</u></p> <p>(2) <u>最低100ID(以下「最低利用ID数」といいます。)からのご利用になります。</u></p> <p>(3) <u>100IDに満たない場合は、請求対象ID数を100IDとして請求いたします。</u></p> <p>(4) <u>料金月途中の契約解除については、前月末のID数をもとに算出し、請求いたします。利用料金の日割りは行いません。</u></p>
	<p><u>4. (請求時期)</u></p> <p><u>ID登録料、月額料金の請求時期については以下の通りとします。</u></p> <p><u>当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。</u></p>

利用料金

1 適用

<u>区分</u>	<u>内容</u>
<u>利用料金の適用</u>	<u>利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料と工事費用を合算して適用します。開通月より課金を開始します。</u>
<u>ID 登録料の適用</u>	<u>ID 登録料は、料金月の初日から末日の期間に新規に利用開始した ID 数に対して適用します。</u>
<u>月額利用料の適用</u>	<u>料金月の末日時点で有効な総 ID 数に対して適用します。</u>
<u>ALLIGATE プラン利用料</u>	<u>料金月の末日時点で有効な扉数の合計に対して適用します。</u>
<u>初期工事費用の適用</u>	<u>初期工事費用は、「ALLIGATE プラン」において新規申込若しくは変更申込において新規に利用開始した総扉数に対し適用します。</u>
<u>取り外し工事費用</u>	<u>契約解除時に変更申込若しくは廃止申込で取り外す扉に対し適用します。</u>

2 料金額

(1) サービス利用基本料

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額(円)</u>
-----------	-----------	---------------

	<u>ID登録料</u>	<u>1ID当たり</u>	<u>1,000円 (1,100円)</u>
	<u>月額利用料</u>	<u>1ID当たり月額</u>	<u>60円 (66円)</u>
	<u>ALLIGATEプラン利 用料</u>	<u>1扉当たり月額</u>	<u>ALLIGATE Lock: 10,000円 (11,000円)</u> <u>ALLIGATE Lock Pro : 15,000円</u> <u>(16,500円)</u>

<u>(2) 工事費用</u>		
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金 (円)</u>
<u>初期工事費用</u>	<u>1扉当たり</u>	<u>ALLIGATE Lock : 100,000円 (110,000円)</u> <u>ALLIGATE Lock Pro : 150,000円</u> <u>(165,000円)</u> <u>ただし、現地調査の実施結果により、</u> <u>料金の変動することがあります。その</u> <u>場合は、当社又は委託会社により提出</u>

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1137 169 1404 424"></td> <td data-bbox="1404 169 1626 424"></td> <td data-bbox="1626 169 2101 424"><u>する見積額に準ずるものとします。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 424 1404 620"><u>取り外し工事費用</u></td> <td data-bbox="1404 424 1626 620"><u>1扉当たり</u></td> <td data-bbox="1626 424 2101 620"><u>現地調査の実施結果により、当社又は委託会社により提出する見積額に準ずるものとします。</u></td> </tr> </table>			<u>する見積額に準ずるものとします。</u>	<u>取り外し工事費用</u>	<u>1扉当たり</u>	<u>現地調査の実施結果により、当社又は委託会社により提出する見積額に準ずるものとします。</u>
		<u>する見積額に準ずるものとします。</u>					
<u>取り外し工事費用</u>	<u>1扉当たり</u>	<u>現地調査の実施結果により、当社又は委託会社により提出する見積額に準ずるものとします。</u>					
	<p><u>別紙 2</u></p> <p><u>2 身分証サービス</u></p> <p><u>身分証通常プラン</u></p>						
	<p><u>定義</u></p> <p><u>・身分証通常プランは企業、学校法人など一定の組織に所属する個人の情報を、ブロックチェーンを用いて登録し、第三者への開示、検証を可能にする機能です。</u></p> <p><u>・当社は上記の機能を提供するにあたり、株式会社bitFlyer Blockchain(以下[bFBC]といいます。)が提供する分散型証明書サービス「bPassport」の利用し、契約者はそれを承諾して利用します。(bPassportの内容と個人情報の取り扱いについては、下記bPassportの内容と個人情報の取り扱いを参照)</u></p>						
	<p><u>提供条件</u></p> <p><u>・ID登録後、身分証の有効期限の最大値は4年です。4年目以降は自然に失効いたします。4年目以降、継続して同じ利用者に身分証をご利用いただく場合は、再度、ID登録を行う必要がございます。</u></p>						

	<p><u>・解約する際は、別途解約日を当社と契約者間で協議の上決定します。解約日後当社はSmart Meが保持する契約者の個人データを削除します。</u></p> <p><u>・提供条件の詳細については、別途当社が指定するSmart Me身分証明機能申込書兼ヒアリングシート及びSmart Me身分証明機能のご紹介資料に規定するところにより</u> <u>ます。</u></p>
	<p><u>bPassportの内容と個人情報の取り扱い</u></p> <p><u>第1条（「bPassport」とは）</u></p> <p><u>1 「bPassport」とは、当社が、「Smart Me」で、個人（以下、「保有者」といいます。）や機器などの信頼性を証明した電子証明書（以下、「Cer-Card」といいます。）を発行し、第三者（以下、「検証者」といいます。）がCer-Cardを確認することにより、個人や機器などに関する当該情報を確認することができるサービスです。</u></p> <p><u>2 Cer-Cardには、当社において個人に関する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」といいます。）第2条第1項に定める個人情報及び第2条第6項に定める匿名加工情報に該当するデータの全部又は一部を保存することもできます。なお、個人情報保護法上の個人情報又は匿名加工情報に該当するにかかわらず、Cer-Cardに記載する保有者や機器等の情報を、以下、本申込書において「個人データ等」といいます。</u></p> <p><u>3 「bPassport」は当社がCer-Cardを作成するSDKである「bPassport SDK」と、作成されたCer-Cardを保管するためのサーバーとしてbFBCが提供するブロックチェーン「bPassport Server」から構成されます。bFBCは「bPassport Server」にのみアクセスすることができます。</u></p>

4 当社は、保有者に関する個人データ等について、ハッシュ化などの不可逆な変換（以下、「ハッシュ化」といいます。）を行ったうえでCer-Cardを作成し、秘密鍵で電子署名したのち、「bPassport Server」に登録するものとします。

5 当社は、個人データ等について、ハッシュ化せずにCer-Cardへの記載及び「bPassport Server」への記録を行わないことを表明し保証します。第3条第1項に記載のとおり、Cer-Cardの記載内容は、「bPassport」を利用する不特定の検証者に対して公開されます。

6 Cer-Card及びCer-Cardの失効に関する情報は「bPassport Server」のブロックチェーン上に記載されます。契約者は、ブロックチェーンは改ざん不可能であり、いかなる場合にも物理的に情報の修正又は削除が不可能であることを確認し同意をしたうえで「bPassport」を利用します。

第2条（個人データ等の取扱い）

1 契約者は、「Smart Me」の利用を通して、「bPassport SDK」を利用してCer-Cardを作成すること及び作成したCer-Cardを「bPassport Server」に保管することにより、bFBCに対して個人データ等の取扱いを委託します。この際、個人データ等が個人情報に該当するか否かは、bFBCに委託する個人データ等がそれだけで個人情報に該当するかどうかにかかわらず、当社を基準として考えること、第1条第4項のハッシュ化を行ったとしても、個人データ等が個人情報でなくなるわけではないことに留意してください。

2 当社は、「Smart Me」上の個人データ等を契約者からの委託に基づき必要最低限の範囲に限り取り扱い、その他の目的で利用することはありません。

	<p><u>bFBCには当社の「Smart Me」及びその中で稼働している「bPassport SDK」へのアクセス権限はなく、「Smart Me」内のハッシュ化されていない個人データ等にアクセスすることはありません。</u></p> <p><u>3 第3条第1項に記載のとおり、Cer-Cardに記載された情報及び「bPassport Server」内の情報は、「bPassport」を利用する不特定の検証者に対して公開されます。当社はこれらの情報に関して秘密保持義務を負うものではありません。</u></p>
	<p><u>第3条（保有者への説明及び同意の取得）</u></p> <p><u>1 Cer-Cardに記載された情報は、「bPassport」を利用する不特定の検証者に対して公開されます。契約者は不特定の検証者への個人データの第三者提供について同意します。</u></p> <p><u>2 当社は、契約者から個人情報を取得した場合は、個人情報取扱事業者として、保有者からの個人データに関する開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止その他個人情報保護法に基づく義務を誠実に履行するものとします。</u></p>
	<p><u>料金表</u></p> <p><u>通則</u></p> <p><u>1.（端数処理）</u></p> <p><u>当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</u></p>

	<p><u>2. (消費税相当額の加算)</u></p> <p><u>第13条(料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額(料金表において括弧内の価格)とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。</u></p>
	<p><u>3. (月額料金)</u></p> <p>(1) <u>月額料金は、下記2項目を合算した額とします。</u></p> <p>(ア) <u>1ID当たりのID登録料に、当該料金月に利用を開始したID数を乗じた額</u></p> <p>(イ) <u>当該料金月に発生した身分証検証回数累計の値から算出した、身分証検証費用</u></p> <p>(2) <u>ただし、身分証検証費用の請求は、4月若しくは利用開始月から次の3月末まで利用された累計回数に対し、年に一度行います。3月末以外のタイミングで契約解除した場合は、4月若しくは利用開始月から利用停止した月分までの身分証検証費用を算出し、契約解除した月の翌月以降請求いたします。</u></p> <p>(3) <u>料金月途中の契約解除については、利用料金の日割りは行いません。</u></p>
	<p><u>4. (請求時期)</u></p> <p><u>初期費用、ID登録料、身分証検証費用の請求時期については以下の通りとします。</u></p> <p><u>当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとし</u></p>

ます。身分証検証費用に関しては年に一度3月末から5月までの間で請求書を発行します。契約解除があった場合は、利用月の翌々月までに請求書を発行します。

利用料金

1 適用

区分	内容
利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料を合算して適用します。開通月より課金を開始します。
初期費用の適用	Smart Meに利用を開始した組織単位で導入時に1度のみ課金します。
ID登録料の適用	ID登録料は、料金月の初日から末日の期間に新規に利用開始したID数に対して適用します。
身分証検証費用の適用	身分証のQRコード若しくはBluetooth通信によりを提示し、それを検証した回数の累計回数で課金額が決まります。請求は年に一度、まとめて行います。ただし、同一組織に発行された身分証同士による検証は、同一組織内の利用とみなし、課金対象としません。また利用回数が0回の場合課金はいたしません。

2 料金額

(1) サービス利用基本料

区分	単位	料金額(円)
初期費用	導入する組織単	100,000円（110,000円）

	<u>位</u>	
<u>ID登録料</u>	<u>1ID登録当たり</u>	<u>300円 (330円)</u>
<u>身分証検証費用</u>	<u>1年間の身分証 検証回数累計1 万回当たり</u>	<u>100,000円 (110,000円)</u> <u>< 課金例 ></u> <u>0回 0円</u> <u>1~10,000回 100,000円</u> <u>10,001~20,000回 200,000円</u> <u>以降1万回/10万円で課金される</u>

附 則（令和2年8月26日 A P S ス第00682427号）

この規約は、令和2年9月9日から実施します。

附 則（令和2年11月6日 A P S ス第00709979号）

この改正規定は、令和2年11月10日から実施します。

附 則（令和3年3月19日 A P S ス第00762033号）

この改正規定は、令和3年3月24日から実施します。

附 則（令和3年8月23日 A P S ス第00817230号）

（実施期日）

附 則（令和2年8月26日 A P S ス第00682427号）

この規約は、令和2年9月9日から実施します。

附 則（令和2年11月6日 A P S ス第00709979号）

この改正規定は、令和2年11月10日から実施します。

附 則（令和3年3月19日 A P S ス第00762033号）

この改正規定は、令和3年3月24日から実施します。

附 則（令和3年8月23日 A P S ス第00817230号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年8月24日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則 (令和4年2月24日 A P S ス第00884572号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

1 この改正規定は、令和3年8月24日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則 (令和4年2月24日 A P S ス第00884572号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則 (令和4年6月23日 A P S ス第00934981号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年6月27日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ

スの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

4 この改正規定実施前のSmart Meの契約は、1入退室サービス(1)通常プランに移行します。

5 この改正規定実施前のSmart Me、オプションサービスのALLIGATEプランに関しては、この改定規則の1入退室サービス(2)入退室扉セット ALLIGATEプランに移行します。